

○八女西部広域事務組合職員定数条例

(昭和 45 年 10 月 31 日 条例第 4 号)  
改正 昭和 48 年 11 月 12 日条例第 1 号  
平成 9 年 4 月 4 日条例第 1 号

第 1 条 この条例で「職員」とは地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員で八女西部広域事務組合に常時勤務する者をいう。

(定数)

第 2 条 職員の定数は、次のとおりとする。

17 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 48 年 11 月 12 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年 4 月 4 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。